

私立学校教職員共済法施行令等の一部を改正する政令 概要

文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室

1. 趣旨

社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律（令和 7 年法律第 74 号）以下「令和 7 年年金法」という。）において、厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号。以下「厚年法」という。）第 12 条第 5 号ロが削除され、公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 62 号。以下「平成 24 年機能強化法」という。）附則第 17 条が改正され、同法附則第 17 条の 3 の 2 が新設され、厚生年金保険における被保険者の範囲が拡大したことを受け、私立学校教職員共済法施行令（昭和 28 年政令第 425 号。以下「私学共済令」という。）においても、同様の改正を行う。

また、令和 7 年年金法において、厚年法附則第 4 条の 6 及び令和 7 年年金法附則第 22 条が新設され、新たに厚生年金保険における被保険者の範囲が拡大したことに伴う経過措置が設けられたことを受け、私学共済令及び私立学校教職員共済法施行令の一部を改正する政令（平成 28 年政令第 294 号）においても、同様の改正を行う。

2. 政令案の概要

○私立学校教職員共済制度の加入者の適用要件を拡大する。

- ① 月額報酬 8. 8 万円未満の短時間労働者を加入者とししない要件を撤廃する。
- ② 短時間労働者を加入者としなければならない学校法人等を、50 人を超える学校法人等と定めているところ、令和 17 年 10 月 1 日までに段階的に引き下げ、全ての学校法人等とする。
- ③ 加入者の適用拡大に伴い、当分の間、新たに加入者となった短時間労働者及び学校法人等に対して、掛金負担軽減等の経過措置を設ける。

3. 根拠条項

私立学校教職員共済法（昭和 28 年法律第 245 号）第 14 条第 1 項第 3 号及び第 48 条の 3 並びに平成 24 年機能強化法附則第 41 条及び第 71 条

4. 公布日等

- 閣議日：令和 8 年 9 月 25 日
- 公布日：令和 8 年 9 月 30 日
- 施行日：令和 8 年 10 月 1 日